

神奈川県告示第511号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第98条の規定により、環境情報の提供に関する指針を次のとおり定め、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

環境情報の提供に関する指針

条例第97条に規定する環境情報の提供に関する事項は、次のとおりとする。

1 周辺環境配慮事業者に係る事項

周辺環境配慮事業者は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）第88条第1項に規定する事業を行うに当たり、あらかじめ、近隣住民等に対し、条例第99条第1項に規定する環境情報の提供を次に掲げる事項に基づき行うものとする。

(1) 環境情報の内容

次に掲げる事項について、当該事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じた内容とする。

- ア 環境に関する法令に対応した各種対策の概要
- イ 公害防止設備を含む環境関連設備等の概要
- ウ 事故時及び非常時の近隣住民等への連絡体制を含む防災対策
- エ 当該事業に使用するエネルギー、用水、化学物質等の種類及びその予測量
- オ 当該事業の実施に伴い生ずる排出ガス、排水等の排出先及びその予測量
- カ 当該事業の実施に伴い生ずる排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の及ぼす影響の予測値等
- キ その他事業者が必要と認める事項

(2) 環境情報の提供の方法

環境情報の提供は、当該事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じ、次に掲げるもののうち1つ以上の方法を選択して実施するものとする。

- ア 環境報告書又はチラシの配布、ホームページへの掲載、掲示板への掲示等の伝達形式
- イ 意見交換会等の対話形式
- ウ 説明会等による報告形式

2 全ての事業者に係る事項

全ての事業者は、事業活動を行うに当たり、近隣住民等その他の事業者が必要と認める者に対し、次に掲げる事項に基づき環境情報を提供するものとする。

(1) 環境情報の内容

次に掲げる事項のうち、事業内容、事業所の形態等に応じた内容とする。

- ア 環境に関する法令に対応した各種対策の実施状況

- イ 公害防止設備を含む環境関連設備等の稼働状況
 - ウ 事故時及び非常時の近隣住民等への連絡体制を含む防災対策
 - エ 地域社会と連携した取組等の実施状況
 - オ 従業員教育の実施状況
 - カ 事業活動に伴い使用するエネルギー、用水、化学物質等の種類及びその実績量
 - キ 事業活動に伴い生ずる排出ガス、排水等の排出先及びその実績量
 - ク 事業活動に伴い生ずる排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の及ぼす影響の測定又は確認の状況
 - ケ その他事業者が必要と認める事項
- (2) 環境情報の提供の方法
- 環境情報の提供は、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるもののうち1つ以上の方法を選択して実施するものとする。
- ア 環境報告書又はチラシの配布、ホームページへの掲載、掲示板への掲示等の伝達形式
 - イ 意見交換会等の対話形式
 - ウ 説明会等による報告形式